

遠州鉄道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年2月28日（火） 10：30～11：10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡眞利、宮田、本間、町田、佐藤、
廣井、吉元

4. 議事概要

- 自動車局から、遠州鉄道株式会社（以下「遠州鉄道」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る第1回の審議における委員からの質問事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 浜松市における交通分担率について、どのように算出しているのか。
 - ② 自主運行バスについては、遠州鉄道が受託して運行しているのか。
 - ③ 自動運転の実用化については、赤字対策に資するのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 詳細は把握していないが、パーソントリップ調査に基づき算出していると聞いている。
 - ② 今回廃止している路線での代替交通の確保については、遠州鉄道のグループ会社が受託し運行していることが多い。
 - ③ バス事業においても、費用の中で人件費が最も大きな割合を占めている。遠隔監視により人件費が抑えられるものと考えており、最終的な切り札になり得るものだと思っている。等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。